部を次のように改正する。

別表第一教育職給料表○の項中「教育職給芝表○」を「教育職

秋田県旅費支給規則(昭和二十八年秋田県規則第六十三号)の

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則

「7一三を削り、

同表医療職給

料表○の項中「困瀬職務芝港⇔()」を「困瀬職務芝港(2)」に、「6「困瀬職務芝港(1)」に改め、同表医療職給 □」を「樊粛霽診並牀②」に改め、同表医療職給料表○の項中 秋田県規則第十六号

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十

日

秋田県知事

寺

田 典

城

○秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則(一六・人事

○中国残留法人等に対する支援給付事務取扱規則(一七・福

○秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正

毎週火・金曜日発行

目 次 ページ

(一)」を「教育職給料表(1)」に、 及び医療職給料表(3)」に改め、

「教育職給料表(二)」を

「教育職給

同表の備考三中「数荷職狢型版

る。 に、 別表第一の二教育職給料表○教育職給料表○の項中「教育職給料表○人教育職給料表○の項中「教育職給料表○人教育職給料表○の項中「教育職給料表②」に \mathcal{I} め 改め、同表医療職給料表⇔の項中「困瀬풲羚翆栽⇔」を「困瀬풲 「医療職給料表(1)、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)」に改め を「医療職浴粒表(3)」に改め、同表の備考中「教育職浴粒表 を「医療職給料表2)」に、「6級」を「6級及び7級」に改 教育職給料表口」や「教育職給料表(1)、教育職給料表(2)」 「医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)」や

附 則

15

1

この規則は、 平成二十年四月一日から施行する

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則をここに公布す

平成二十年三月三十一日

秋

田

○秋田県立衛生看護学院施行規則(二○・医務薬事課)………17 課)…………15

○薬事法施行細則の一部を改正する規則(一九・医務薬事

する規則(一八・障害福祉課)

○あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法

○秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則の一部を改

正する規則(二一・資源エネルギー課)......21

規

則

律施行細則の一部を改正する規則(二一・医務薬事課)……

 $\dot{20}$

田県知事 寺 田 典

城

秋田県規則第十七号

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規

第一条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 いう。)の施行については、法、中国残留邦人等の円滑な帰国 う。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号。以下「省令」とい 八年政令第十八号。以下「政令」という。)及び中国残留邦人 の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成 立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「法」と

第二条 知事の権限に属する別表に定める事務を県の福祉事務所長に委 う。以下同じ。) 第十九条第四項及び第二十条の規定により、 ととされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)をい 生活保護法(法第十四条第四項においてその例によるこ

(書類の備付け)

同表の備考一中「教育職給料表(-)、教育職給料表(-)」を「教育職 料表(一の項中「医療職器 草表(三)」を「医療職器 草表(3)」に改め、

給料表(1)、教育職給料表(2)」に、

「医療職給料表(-)、医療職給料

表口及び医療職給料表白」や「医療職給料表(1)、医療職給料表(2)

第三条県の福祉事務所長は、 別に定める様式による書類を作成し、 て整理しておかなければならない。 式による書類を、支援給付の実施について番号登載簿その他の 援給付(以下「支援給付」という。)を受けている者 「被支援者」という。)について記録票その他の別に定める様 法第十四条第一項の規定による支 常にその記載事項につい 〇 以 下

第四条 生活保護法の規定に基づく県の福祉事務所長に対する次 の各号に掲げる申請等は、当該各号に定める様式によってしな ければならない。

- 請 る場合を含む。)の規定による支援給付の開始又は変更の申 生活保護法第二十四条第一項(同条第五項において準用す 様式第一号
- 生活保護法第十八条第二項の規定による葬祭支援給付の申 様式第二号
- 2 届出等は、別に定める様式によってしなければならない。 規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)に基づく次に掲げる 前項に規定するもののほか、生活保護法又は生活保護法施行 生活保護法第四十条第二項の規定による同法第三十八条に
- 二 生活保護法第四十条第三項の規定による保護施設の廃止又 は事業の縮小若しくは休止の届出 定める保護施設(以下「保護施設」という。)の設置の届出
- 三 生活保護法第四十一条第二項の規定による保護施設の設置 の認可の申請
- の認可の申請 生活保護法第四十一条第五項の規定による保護施設の変更
- 五 生活保護法第四十二条の規定による保護施設の休止又は廃 止の時期の認可の申請
- 六 生活保護法第四十八条第四項の規定による保護施設を利用 する被支援者の支援給付の変更等の事由の発生の届出 生活保護法第六十一条の規定による被支援者の生計の状況
- 八 生活保護法施行規則第七条の規定による保護施設の廃止又 は事業の縮小若しくは休止の報告

の変動又は居住地等の異動の届出

廃止又は事業の休止の届出 生活保護法施行規則第八条第四項の規定による保護施設の

(急迫の場合における支援給付の実施の通知

第五条 生活保護法第十九条第二項の規定により支援給付を必要 とする状態にある者(以下「要支援者」という。)の現在地の

(被支援者の居住地の移転の通知) (被支援者の居住地の移転の通知) (被支援者の居住地の移転の通知) を消除したときは、別に定める書類の写しを添付して、速やかにその事務所長は、別に定める書類の写しを添付して、速やかにその事務所長は、別に定める書類の写しを添付して、速やかにその事務所長が支援給付を実施したときは、当該県の福祉県の福祉事務所長が支援給付を実施したときは、当該県の福祉

果の冨祉事務所長は、波支!

七条 県の福祉事務所長は、生活保護法第二十八条第一項の規 (検診の依頼等)(検診の検験等)(検診の検験等)(検診の検験等)(検診の検験等)(検診の検験等)(検診の検験等)(

2 前項の規定により依頼を受けた医師又は歯科医師は、検診を 前項の規定により依頼を受けた医師又は歯科医師は、検診を

又は歯科医師に対し、別に定める様式による検診依頼書によ定により検診を受けるべき旨を命じるときは、検診を行う医師

検診を行うことを依頼するものとする。

(入所の依頼等)

7.7条 県の福祉事務所長は、生活保護法第三十条第一項ただしするものとする。

秋

(支援給付金品の交付の際の確認等)

示を求めなければならない。 (九条 県の福祉事務所長が被支援者等に対し支援給付金品」と与し、又は貸与される金銭及び物品(以下「支援給付金品」と与し、又は貸与される金銭及び物品(以下「支援給付金品」と

とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とうるとともに、その交付に要する資金を交付するもの 二部送付するとともに、その交付に要する資金を交付するとともに、とい、被支援者に対する支援給付金品の交付を町村長に依定により、被支援者に対する支援給付金品の交付を町村長に依定により、被支援者に対する支援給付金品の交付を町村長に依定により、被支援者に対する支援給付金品の交付を町村長に依と、単の福祉事務所長は、生活保護法第十九条第七項第三号の規とする。

(保護施設の事業の開始届)

添付して、県の福祉事務所長に届け出なければならない。きは、別に定める様式による事業の開始届に別に定める書類を第十条 保護施設の管理者は、当該保護施設の事業を開始したと

(改善命令等に基づく措置の報告)

第十一条 市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人又は日本赤第十一条 市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人又は日本赤第十一条 市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人又は日本赤第十一条 市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人又は日本赤第十一条 市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人又は日本赤

(保護施設の措置状況の報告

(そその) 「「こま)」 月十五日までに知事に報告しなければならない。 措置の状況について、別に定める様式による報告書により、毎第十二条 保護施設の管理者は、前月分の当該保護施設における

(保護施設事務費等の精算書)

でに知事に報告しなければならない。成し、当該年度の歳入算出予算書抄本を添付して、六月十日ま成し、当該年度の歳入算出予算書抄本を添付して、六月十日ままで委託事務費について別に定める様式による精算書を一部作

神具

引表(答:37目系) 及びこの規則の施行に必要な事項は、別に定める。 **第十四条** 法、政令、省令及びこの規則に定めるもののほか、法

別表(第二条関係)

し、及び申請者に当該決定の内容を通知すること。る場合を含む。)の規定により、支援給付の要否等を決定生活保護法第二十四条第一項(同条第五項において準用す

二 生活保護法第二十五条第一項の規定により、職権により支

」。 及び被支援者に対し当該変更決定の内容を通知するこし、及び被支援者に対し当該変更決定の内容を通知すること、 生活保護法第二十五条第二項の規定により、被支援者の生揺給付の種類等を決定し、及び支援給付を開始すること。

ること。 廃止を決定し、及び被支援者に対し当該決定の内容を通知す 「 生活保護法第二十六条の規定により、支援給付の停止又は

兀

し指導又は指示をすること。 生活保護法第二十七条第一項の規定により、被支援者に対

Ŧi

相談に応じ、助言をすること。

・生活保護法第二十七条の二の規定により、要支援者からの

・

検診を受けるべきことを命ずること。入調査をさせ、又は要支援者に対し医師若しくは歯科医師の入調査をさせ、又は要支援者に対し医師若しくは歯科医師のとにはり、当該職員に立

し、又は銀行等に報告を求めること。生活保護法第二十九条の規定により、官公署に調査を嘱託

- 一 主舌呆蒦去育四十条第二頁の見定こよる呆蒦砤设の设置定し、及び実施すること。 生活保護法第五章の規定により、支援給付を行うことを決

の届出を受理すること。 - 一 生活保護法第四十条第二項の規定による保護施設の設置

置の認可をすること。 十二 生活保護法第四十一条第二項の規定による保護施設の設

十五 生活保護法第四十三条第一項の規定により、保護施設の廃止の時期の認可をすること。

管理者に対し報告を命じ、又は当該職員に立入検査をさせる十六 生活保護法第四十四条第一項の規定により、保護施設の運営の指導をすること。

て「生活保護法第四十五条第一項の規定により、保護施設こと。

十九(生舌呆蒦去キ四十六条第二頁の見定こよる奎里見呈の届すこと。 設備等の改善等を命じ、又は保護施設の設置の認可を取り消刊八(生活保護法第四十五条第二項の規定により、保護施設の

出及び変更の届出を受理すること。

変更を命ずること。
一十 生活保護法第四十六条第三項の規定により、管理規程の

止すること。 の長による保護施設の利用者に対する指導を制限し、又は禁二十一 生活保護法第四十八条第三項の規定により、保護施設

二十二 生活保護法第四十八条第四項の規定による被支援者の二十二 生活保護法第四十八条第四項の規定による被支援者の

動又は居住地等の異動の届出を受理すること。二十三 生活保護法第六十一条の規定による生計の状況等の変

二十五(臣岳承護去郎六十三条)見官とよる京置庁でき費用り)の変更、停止又は廃止の処分をすること。二十四(生活保護法第六十二条第三項の規定により、支援給付

二十六 生活保護法第七十六条第一項の規定により、遺留金品 額を決定すること。 紅を決定すること。 二十五 生活保護法第六十三条の規定による返還すべき費用の

秋

二十八 生活保護法第七十七条第二項の規定により、扶養義務 二十七 生活保護法第七十七条第一項の規定により、 者から支援給付に要した費用を徴収すること。 者の負担すべき額の決定に関し家庭裁判所に申立をするこ を処分すること。

扶養義務

三十 生活保護法第八十条の規定により、前渡した支援給付金 一十九 生活保護法第七十八条の規定により、支援給付に要し た費用を徴収すること。

三十一 生活保護法第八十一条の規定により、被支援者の後見 品の返還を免除すること。 人の選任を家庭裁判所に請求すること。

三十四 生活保護法施行規則第八条第四項の規定による保護施 設の廃止又は事業の休止の通知を受理すること。 よる保護施設の廃止又は事業の休止の通知を受理すること。 三十三 生活保護法施行規則第八条第一項又は第二項の規定に

止又は事業の縮小若しくは休止の報告を受理すること。

三十二 生活保護法施行規則第七条の規定による保護施設の廃

様式第1号 (1) 支援給付申請書(第4条関係)

(A4判)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律等による支援給付申請書

| 現在 | E住んて | ごいるところ | , > | | | | 住み始め | た時期 | | | | ※福祉事務所 |
|-------|------|----------------------------|--------|--------------|----|------|---------------------|-----|---------|--------|-------------|----------|
| | | | | | | | | | 年 | 月 | 目 | 受付年月日 |
| _ | 人員 | 氏 | 名 | 続柄 | 性別 | 年齢 | 生年月日 | 学歴 | 職業 | 健康 | 大態 | <u></u> |
| -H- | 1 | | | 中国残留 邦人本人 | | | | | | | | |
| 要支 | 2 | | | 配偶者 | | | | | | | | |
| 爱家女 | 3 | | | | | | | | | | | |
| 灰 | 4 | | | | | | | | | | | |
| | 1 | | | | | | | | | | | ※町村役場 |
| 司 | 2 | | | | | | | | | | | 受付年月日 |
| 居 家 宏 | 3 | | | | | | | | | | | |
| 族のよ | 4 | | | | | | | | | | | |
| 状況 | 5 | | | | | | | | | | | |
| | 6 | | | | | | | | | | | |
| ん- | ごいる者 | o別なところ fがあるとき Eんでいると | きはそ | | | | | | | | | |
| | 資 | 資産の状況 | (別添1) |) | | 収入のホ | ^弋 況(別添2) | | | 関係先別 | 景会への | 同意(別添3) |
| 支打 | | | | を申請する理 | | | | | 後の自立の | の支援に | こ関する | 法律等による支援 |
| _ | と申請し | ンます。 年 月 | 日 | | | | | | 申請者住 | : 116- | | |
| | | | | | | | | | .1.1H.H | -171 | | |
| | | | | | | | | | 氏 | 名 | | (|

| (2) | 答: | 辛由 | 14: | 畫 |
|-----|----|----|-----|---|
| | | | | |

(表面)

(A4判)

(別添1)

資 産 申 告 書

秋田県 福祉事務所長

様

年 月 日

住所

氏名

(F)

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

| | | | | 1 | r | | | | | | |
|-------|-----|----------|------------|-----|-----|-------|---|---|-----|----|-------------|
| | | | | | 延面積 | 所有者氏名 | 所 | 在 | 地 | | 抵当権 |
| 土 | (1) | 宅 | 地 | 有・ | | | | | | | 有・ |
| | , | _ | _ | 無 | | | | | | | 無 |
| | (2) | 田 | 畑 | 有・ | | | | | | | 有・ |
| 地 | | | | 無 | | | | | | | 無 |
| | (3) | 山 そ (| 林の他 | • | | | | | | | 有・ |
| | | ~ (| ク 1也 | 無 | | | | | | | 無 |
| Z-11+ | | | | | 延面積 | 所有者氏名 | 所 | 在 | 地 | | 抵当権 |
| 建 | (1) | 持 | | 家 | | | | | | | 有 |
| | 居 | | . · 信 | | | | | | | | 有 • 無 |
| | 住 | | ずれか で囲ん | | | | | | (家賃 | 円) | |
| | 用 | (< 7 | ださい | ,] | | | | | | | |
| | | | | 有 | | | | | | | |
| 物 | (2) | そ(| の他 | 無無 | | | | | | | 有 · 無 |
| | | | | 200 | | | | | | | 7/// |

2 現金・預貯金、有価証券等

| 現 | 金 | 有 • 無 | | | | | | | | | | | 円 | |
|-----|----|-------------|---|---|----------|---|---|----|----|---|---|-----|-------|--|
| 預貯 | 金 | 有 • 無 | 預 | 金 | 先 | П | 座 | 番号 | 口座 | 氏 | 名 | 預 | 貯 金 額 | |
| 有価言 | 正券 | 有 • 無 | 種 | | <u>*</u> | 頁 | | 額 | 面 | | i | 評価概 | 算 額 | |

(裏面)

| | | 447 | | | derr | .,, | | - | | dol |
|---------|--------|-----|---|---|------|-----|---|---|---|-----|
| | | 契 | 約 | 先 | 契 | 約 | 金 | 保 | 険 | 料 |
| 生 命 保 険 | 有 • | | | | | | | | | |
| | 無 | | | | | | | | | |
| その他の保険 | 有・ | | | | | | | | | |
| | 無 | | | | | | | | | |

3 その他の資産

| | | | | | | 使 | 用状況 | 所有者氏名 | 車 | 種 | 排 気 量 | 年 | 式 |
|----|-----|-----|-----|----|-----|---|-----|----------|---|---|-------|---|---|
| 自 | | 動 | | 車 | 有 | 使 | 用 | | | | | | |
| (自 | 動二軸 | 倫を含 | 含む。 |) | 無 | 未 | 使 用 | | | | | | |
| | | | | | | 品 | 名 | <u>'</u> | | | | ı | |
| そ高 | | のな | ŧ | 他の | 有・無 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

4 負債(借金)

| | | 金 | 額 | | 借 | 入 | 先 | |
|---|---|---|---|--|---|---|---|--|
| | | | | | | | | |
| 有 | 無 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| (3) | IJA Y | 由告書 | (前年分) |
|-----|-------|-----|-------|
| \0/ | 4 スノヽ | | |

(表面)

(A4判)

(別添2-1)

収入申告書

秋田県 福祉事務所長

様

年 月 日

住所

氏名

年分の私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

| | | | | | 本 | 人 | | | 配 | 偶 者 | |
|-----|----|-------------|----|----|---|-------|------|---|---|-------|------|
| 働者 | | て い 氏 | る名 | | | | | | | | |
| | | 容及往 | | | | | | | | | |
| | 区 | 分 | | 収 | 入 | 必要経費① | 就労日数 | 収 | 入 | 必要経費② | 就労日数 |
| | 1 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| | 2 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| | 3 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| 24- | 4 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| 前 | 5 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| 年 | 6 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| 12 | 7 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| 月 | 8 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| 分 | 9 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| | 10 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| | 11 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| | 12 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| 合 | Ī | 計 | 欄 | | | | | | | | |
| 必 | 要 | 経 | 費、 | 1) | | | | | | | |
| | | 月 な 内 | | 2 | | | | | | | |

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

| 有 | 国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保 | 収 | 月額 | 円 |
|---|---------------------------------------|---|----|---|
| • | 険、傷病手当金 | 入 | | |
| 無 | その他(| 額 | 年額 | 円 |

3 仕送りによる収入(前年12月分の合計を記入してください。)

| + | | | | | | | | 内 容 | 仕送りした者の氏名 |
|---|---|-----|----|---|------------|-----|---|---------------------|-----------|
| 有 | 仕 | 送 | り | 1Z = | に る | 収 | 入 | 円 | |
| 無 | 現 | Hdm | に | ŀ | z | ılπ | 入 | 米 、 野菜 、 魚介 | |
| | 光 | 190 | V- | <u>ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ</u> | ري م | ΗХ | 八 | (もらったものを○で囲んでください。) | |

(裏面)

| 4 | その他の収入 | (前年12月分の合計を記入してください。 |) |
|---|--------|----------------------|---|

| | | 内 | 容 | 収 | 入 | 受領した年月日 |
|---|-------------------------|---|---|---|---|---------|
| 有 | 生命保険等の給付金 | | | | 円 | |
| • | 財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等) | | | | 円 | |
| 無 | そ の 他 | | | | 円 | |

5 その他将来において見込みのある収入(上記1~4に記入したものを除く。)

| 有 | |
|---|--|
| | |
| | |
| | |

6 働いて得た収入がない者

| 氏 | 名 | 備考 |
|---|---|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| (4) | 収入申告 | (同居世帯) |
|-----|------|--------|
| (4) | 収入甲省 | (同店世帝) |

(表面)

(A4判)

(別添2-2)

収入申告書

秋田県 福祉事務所長

様

年 月 日

住所

氏名

年分の私と同居している二世等世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

| | | | | | 本 | 人 | | | 配 | 偶 者 | |
|--------|----|-------------|--------|----|---|-------|------|---|---|-------|------|
| 働 者 | | て い 氏 | る 名 | | | | | | | | |
| | | 容及で社名 | | | | | | | | | |
| | 区 | 分 | | 収 | 入 | 必要経費① | 就労日数 | 収 | 入 | 必要経費② | 就労日数 |
| | 1 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| | 2 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| | 3 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| ٠. | 4 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| 前 | 5 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| 年 | 6 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| 12 | 7 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| 月 | 8 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| 分 | 9 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| | 10 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| | 11 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| | 12 | 月 | 分 | | | | | | | | |
| 合 | Ī | H | 欄 | | | | | | | | |
| 必 | 要 | 経 | 費、、、 | 1) | | | | | | | |
| | | 月 な 内 | | 2 | | | | | | | |

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

| 有 | 国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保 | 収 | 月額 | 円 |
|---|---------------------------------------|---|----|---|
| • | 険、傷病手当金 | 入 | | |
| 無 | その他() | 額 | 年額 | 円 |

3 仕送りによる収入(前年12月分の合計を記入してください。)

| + | | | | | | | | 内 容 | 仕送りした者の氏名 |
|---|---|------|-----|---|----------|-----|---|---------------------|-----------|
| 有 | 仕 | 送 | b 1 | こよ | る | 収 | 入 | 円 | |
| 無 | 現 | Hrlm | に | ŀ | z | ılπ | 7 | 米 、 野菜 、 魚介 | |
| | 死 | 190 | (_ | <u>ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ</u> | <i>つ</i> | ЧΧ | 人 | (もらったものを○で囲んでください。) | |

(裏面)

| 4 その他の収入(前年12月分の合計を記入してくださ |
|----------------------------|
|----------------------------|

| | | 内 | 容 | 収 | 入 | 受領した年月日 |
|----|-------------------------|---|---|---|---|---------|
| 有 | 生命保険等の給付金 | | | | 円 | |
| 無 | 財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等) | | | | 円 | |
| Ж. | そ の 他 | | | | 円 | |

5 その他将来において見込みのある収入(上記1~4に記入したものを除く。)

| 有 | 内 | 容 | 収入見込額 |
|---|---|---|-------|
| | | | |
| 無 | | | |
| | | | |

6 働いて得た収入がない者

| 氏 | 名 | 備 考 |
|---|---|--------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| (5) | 収入申告 | (直折月) |
|-----|------|-------|
| | | |

(表面)

(A4判)

(別添2-3)

収入 申告書

秋田県 福祉事務所長

様

年 月 日

住所

氏名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

| 働いている | 仕事の内容及び勤 | 区分 | 当 月 | 分 | 前 | 月 | 分 |
|---------|----------|-------------|------|----|----|---|---|
| 者の氏名 | め先(会社名)等 | <u></u> Б Л | (見 込 | 額) | ĦŪ | Л | N |
| | | 収 入 | | | | | |
| | | 必要経費① | | | | | |
| | | 収入日数 | | | | | |
| | | 収 入 | | | | | |
| | | 必要経費② | | | | | |
| | | 収入日数 | | | | | |
| | | 収 入 | | | | | |
| | | 必要経費③ | | | | | |
| | | 収入日数 | | | | | |
| 必 要 経 費 | 1 | | | | | | |
| (前月分) | 2 | | | | | | |
| の主な内容 | 3 | | | | | | |

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを○で囲んでください。)

| 有 | 国民年金、厚生年金、 | 恩給、児童手当、 | 児童扶養手当、 | 特別児童扶養手当、 | 雇用保 | 収 | 月額 | 円 | |
|---|------------|----------|---------|-----------|-----|---|----|---|--|
| • | 険、傷病手当金 | | | | | 入 | | | |
| 無 | その他(| |) | | | 額 | 年額 | 円 | |
| | | | | | | | | | |

3 仕送りによる収入(前年12月分の合計を記入してください。)

| 有 | | | | | | | 内容 | 仕送りした者の氏名 |
|-----------------|-----|---------|-----|------------|-----|---|---------------------|-----------|
| 有 | 仕 ; | 送り | に。 | に る | 収 | 入 | 円 | |
| 無 | 現 | Adm 1.3 | | ス | ılσ | 入 | 米 、 野菜 、 魚介 | |
| //// | が | 100 10 | - A | ري م | чх | 八 | (もらったものを○で囲んでください。) | |

(裏面)

| 4 7 | 一の他の収入 | (前年12月分の合計を記入してください。 |) |
|-----|--------|----------------------|---|
|-----|--------|----------------------|---|

| | | 内容 | 収 入 | 受領した年月日 |
|---|-------------------------|----|-----|---------|
| 有 | 生命保険等の給付金 | | 円 | |
| • | 財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等) | | 円 | |
| 無 | そ の 他 | | 円 | |

5 その他将来において見込みのある収入(上記1~4に記入したものを除く。)

| 有 | |
|---|--|
| | |
| | |
| | |

6 働いて得た収入がない者

| 氏 | 名 | 備考 |
|---|---|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| (6) | 同意書 | | | |
|-----|-----|--|--|-----------|
| | | | | (A 4 华川) |

(別添3)

同 意 書

支援給付の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の資産及び収入の状況につき、支援給付の実施機関が官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主、その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴支援給付の実施機関の調査嘱託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

住所

氏名

(EII)

秋田県 福祉事務所長

様

樣式第2号 葬祭支援給付申請書(第4条関係)

(A4判)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書

年 月 日

(11)

秋田県 福祉事務所長

様

申請者 住所 (居所)

氏名

次のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付を受けたいので、申請します。

| 死 | 氏 | | 名 | | | | | | | 年 | 月 | 日生 | 葬祭を行 う者との 関 係 | | | | |
|---|----|---|----|----|---|---|---|---|---|----|---|---------------------|---------------------|---|---|---|---|
| 者 | 死年 | 月 | 亡 | | | | | 4 | 丰 | 月 | Ħ | 死亡時の 住所又は 居 所 | | | | | |
| | 葬 | 祭 | :子 |)定 | 日 | | | | | | £ | 声 月 | Ħ | | | | |
| | 葬 | | 祭 | Š | 費 | | 遺 | 留 | 金 | 額 | | 差引。 | 不 足 額 | | 佰 | 莆 | 考 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 円 | | | | F, | | | | 円 | | | |

する規則

附

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

規則をここに公布する。 秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典

(1)

を「注 不要の文字は、抹消してください。」に改める。

TY.

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてくださ

(A4判)

不要の文字は、抹消してください。

様式第一号中

又は住民票の抄本とする。

秋田県規則第十八号 城

秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正

田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。 附則第二項中「秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改 秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年秋

秋田県条例第四十五号)」を「条例」に改める。 県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成七年 正する条例(平成七年秋田県条例第四十五号)附則第四項第一号 又は第二号」を「条例附則第三項第一号又は第三号」に、 「秋田

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十年三月三十一日 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十九号

秋

薬事法施行細則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 薬事法施行細則(昭和三十八年秋田県規則第二十四号) の一部

条とし、同条の次に次の一条を加える。 第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とし、第六条を第四

第五条 法第八条の二第一項の規定による知事への報告は、 (薬局開設者による薬局に関する情報の提供等)

2 省令第十一条の二の知事が定める方法は書面を提出する方法 とし、同条の知事の定める日は四月三十日(薬局を開設したと きは、開設後三十日以内の日)とする。 に一回とする。

第七条を第六条とし、第八条から第十五条までを一条ずつ繰り

第十四条の次に次の一条を加える (登録販売者試験の受験の申請)

第十五条 省令第百五十九条の五第一項に規定する申請書は様式 第六号によるものとし、 同項第三号に規定する書類は戸籍抄本

> (A4判) 様式第二号及び様式第三号中 に改める。 (A4判)

様式第四号中

「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてくださ

い。」を削る。 様式第五号の次に次の一様式を加える。

| 様 | 式第6号 登録販売者 | 試験受験申請書 | | | | (A. | 4判) |
|---|------------|---------|--|--|---|-----|-----|
| | | | | | 年 | 月 | B |
| | 秋田県知事 | 様 | | | | | |

本籍地都道府県名

住 所

連絡先

氏 名

印

性 別

年 月 日生

登録販売者試験受験申請書

登録販売者試験を受けたいので、薬事法施行規則第159条の5第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

(施行期日) 則

象事務等の範囲を定める規則の一部改正) この規則は、平成二十年四月一日から施行する。 (市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対

象事務等の範囲を定める規則(平成十六年秋田県規則第七十五 市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対 の一部を次のように改正する。

2

四中「第十三条」を「第十二条」に改め、同号田中「第十四条 三条第一項」に改め、同号〇中「第五条第二項」を「第三条第 二項」に改め、同号曰中「第六条」を「第四条」に改め、同号 八十五第十九号戌」に改め、同号(中「第五条第一項」を「第 第三条の表第四号中「別表第八十五第十九号は」を「別表第 「第十四条」に改める。 一項」を「第十三条第一項」に改め、同号穴中「第十五条」

秋田県立衛生看護学院条例施行規則をここに公布する。 平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典

城

秋田県立衛生看護学院条例施行規則

田

秋田県規則第二十号

県

公

第一条 この規則は、秋田県立衛生看護学院条例(昭和四十一年 秋田県条例第十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必 要な事項を定めるものとする。

秋

第二条 秋田県立衛生看護学院の多目的ホール(以下「多目的 ホール」という。)の使用時間は、次の表の上覧に掲げる区分 に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間とする。

| 使用する場合貸切使用によらず | 貸り使用する場合 | 区 | |
|------------------|------------------|--------------|---------|
| 平日 | 日・休日土曜日・日曜 | 平 日 | 分 |
| まで 午前九時から午後八時 | まで 年前九時から午後六時 | まで年前九時から午後八時 | 使 用 時 間 |

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法 休日をいう。 律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定する

を変更することができる。 知事は、必要があると認めるときは、 前項に定める使用時間

2

(休業日等)

第三条 多目的ホールの休業日は、十二月二十九日から翌年の 月三日までの日とする。

又は前項に定める休業日を変更することができる。 知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、 (使用の許可の申請等)

第四条 条例第八条の規定により使用の許可を受けようとする者 第一号)を知事に提出しなければならない。 は、秋田県立衛生看護学院多目的ホール使用許可申請書(様式

る場合は、使用の許可をしないものとする。 知事は、多目的ホールの使用が次の各号のいずれかに該当す 公の秩序を乱し、 又は善良な風俗を害するおそれがあると

二 多目的ホールの管理上支障があると認められるとき (使用料の免除) 認められるとき。

第五条 条例第十一条の規定による使用料の免除は、次の表の上 場合に行うものとする。 覧に掲げる使用者が、 同表の下欄に掲げる理由により使用する

| 必要と認めるもの学校その他知事が | 使用者 |
|--|-----|
| 用するとき。 に密接に関連する活動を行うために使上に寄与する活動又は県の施策の推進 県民の医療若しくは公衆衛生の普及向 | 使 |
| で で で で る 活 動 マ の 活 り る 活 り る 活 | 用 |
| は県の施公衆衛生 | 理 |
| するとき。 密接に関連する活動を行うために使 に寄与する活動又は県の施策の推進 民の医療若しくは公衆衛生の普及向 | 由 |
| 5.7. | |

項に規定する各種学校をいう。 二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、 二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第 この表において「学校」とは、学校教育法 同法第百 (昭和二十

備考

式第二号)を知事に提出しなければならない。 条例第十一条の規定による使用料の免除を受けようとする者 秋田県立衛生看護学院多目的ホール使用料免除申請書(様

第六条 (使用の許可等の事務の委任) 次に掲げる事務を秋田県立衛生看護学院の長に委任す

- 条例第八条の規定による使用の許可
- 条例第九条の規定による使用の許可の取消し等
- 条例第十一条の規定による使用料の免除
- 第二条第二項の規定による使用時間の変更

几

第四条第一項及び前条第二項の規定による申請書の受理 第三条第二項の規定による休業日の設定等

第七条 この規則に定めるもののほか、秋田県立衛生看護学院の 管理に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号 秋田県立衛生看護学院多目的ホール使用許可申請書(第4条関係)

| 「亏 | | 11 ()10 1 | 2161247177 | | | | (A | 4 # |
|------------------|------------|-----------|------------|--------------------------------|--------|------|-----|-----|
| | 秋田県立衛生看護学 | 院多目的 | ホールの使用許可 | 伸請書 | | | | |
| | | | | | | 年 | 月 | F |
| 《田県立衛生看護学院長 | 様 | | | | | | | |
| | | | | 住 戸 | Ť | | | |
| | | | | 氏 名 | | | | (|
| | | | | 法人にあっては、主たる事務所 地、名称及び代表者の氏名 | | | 所の原 | 听在 |
| | | | | | | | | |
| 《田県立衛生看護学院条例第8条の | | | | ールを次の | とおり使用し | たいので | 、秋日 | 田県 |
| :看護学院条例施行規則第4条の規 | 見定に基づき、次のと | おり申請し | ンます。 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 見用の目的 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | 年 | 月 日 | | | | | |
| 使用の年月日及び使用時間 | | 時 | 分から | 時 | 分まで | | | |
| | | | | | (| 時間 | | 分. |
| | | | | | | | | |
| 三用の人数 | | | | | 人 | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 考 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| E) 氏名を自書した場合は、押F | 7を省略することがで | きます。 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

様式第2号 秋田県立衛生看護学院多目的ホール使用料等減免申請書(第5条関係)

(A4判)

| 秋田県立衛生看護学院多目的ホール使用料の免除申請書 | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--------------------------------------|-------|-----------------------|--------|--------|-------------|--|--|--|--|--|--|
| | | | | 年 | 月 | Ħ | | | | | | |
| 秋田県立衛生看護学院長 | 様 | | | | | | | | | | | |
| | | 住氏 | 所名 | | | (1) | | | | | | |
| | | | コ こあっては、 名称及び代表 | 主たる事 | 务所の 戸 | | | | | | | |
| | | [地、 | 名称及び代表 | 長者の氏名 | | J | | | | | | |
| 秋田県立衛生看護学院条例第 頃の規定に基づき、次のとおり | 511条の規定により、使用料の免除を受けたいので、秋 申請します。 | 《田県立衛 | 生看護学院条 | 《例施行規! | 則第 5 彡 | 条第 2 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 納入すべき使用料の額 | | | | | 円 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 免除を受けようとする | | | | | 円 | | | | | | | |
| 使 用 料 の 額 | | | | | , , | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 使用の年月日 | | | 年 | 月 | 日 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 免除を受けようとする理由 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| (注) 氏名を自書した場合に | は、押印を省略することができます。 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

この規則は、 平成二十年四月一日から施行する。

則

行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十年三月三十 ん摩マツサージ指圧師、 日 、はり師、 きゆう師等に関する法律施

秋田県知事 寺 田 典

城

2

秋田県規則第二十一号

律施行細則の一部を改正する規則 あん摩マツサージ指圧師、 はり師、 きゆう師等に関する法

に改正する。 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施 (昭和三十二年秋田県規則第三十九号)の一部を次のよう

第三条を削る。 第一条中「。以下 「規則」という。 」を削る。

の四(これらの規定を」に改め、「又は規則第二十四条(規則第 次に次の六条を加える。 ば」を「提出しなければ」に改め、 をする者の」に、「第九条の二 (」を「第九条の二又は法第九条 二十七条において準用する場合を含む。)」を削り、 二条の見出し中「届出」を「書類」に改め、同条中「又は規 「対してする届出は、」を「提出する書類は、届出 同条を第八条とし、第一条の 「しなけれ

(施術所の開設の届出)

第二条 て準用する場合を含む。)の規定による施術所の開設の届出 施術所開設届出書(様式第一号)によらなければならな 法第九条の二第一項前段(法第十二条の二第二項におい

め

う。)の写しを添付しなければならない。 前項の届出書には、施術者のあん摩マツサージ指圧師免許 はり師免許証又はきゆう師免許証(以下「免許証」とい

(施術所の開設の届出事項の変更の届出)

て準用する場合を含む。)の規定による届出事項の変更の届出 施術所開設届出事項変更届出書(様式第二号)によらなけ 法第九条の二第一項後段(法第十二条の二第二項におい

2 前項の届出が施術者の変更に係るものであるときは、 の施術者の免許証の写しを添付しなければならない。 変更後

(施術所の休止等の届出)

用する場合を含む。)の規定による施術所の休止、廃止又は再 法第九条の二第二項(法第十二条の二第二項において準 施術所休止(廃止、 再開) 届出書(様式第三号)

によらなければならない。

第五条 法第九条の三前段(法第十二条の二第二項において準用 は、出張専業施術業務開始届出書(様式第四号)によらなけれする場合を含む。)の規定による出張による業務の開始の届出

前項の届出書には、免許証の写しを添付しなければならな

(出張専業施術業務の休止等の届出

する場合を含む。)の規定による出張による業務の休止、廃止第六条 法第九条の三後段(法第十二条の二第二項において準用 又は再開の届出は、出張専業施術業務休止 書(様式第五号)によらなければならない。 (廃止、 再開)

(県内滞在施術業務の届出)

第七条 法第九条の四(法第十二条の二第二項において準用する 在施術業務従事届出書(様式第六号)によらなければならな 場合を含む。)の規定による滞在による業務の届出は、県内滞

2 前項の届出書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな

免許証の写し

施術所の構造設備の概要及び平面図

段」に、「晴盲の別」や「目が見えない場合には、その旨」に改 書(第2条」以、「第9条の2第1項」や「第9条の2第1項前 様式第一号中「施術所開設届書(第3条」を「施術所開設届出 同様式の備考を次のように改める。

の業務を行う場合は、主に行う業務に○印を付けてくださ 手技、温熱、刺激等の区分を書いてください。 2種類以上 として行う場合は、「業務の種類」に指圧、電気、光線、 法第12条の2第1項前段の規定により医業類似行為を業

第1項後段」に、「晴盲の別」や「目が見えない場合には、 届出事項変更届出書」に、 町」に改め、同様式の備考を削る。 「施術所休止(廃止、再開)届出書(第4条」に改め、 様式第三号中「癌術所休止 (廃止、再題) 様式第二号中「施術所開設届出事項変更届書」を「施術所開設 「第9条の2第1項」や「第9条の2 届書(第3条」を 同様式の , 40

師、はり師、 専業施術業務開始届出書(第5条」に、 様式第四号中「出張専業施術業務開始届書(第3条」を きゆう師等に関する法律施行規則第23条 「あん摩マツサージ指圧 (第27条に

を

ω ⁻2

業務開始の年月日

施術者が目が見えない場合には、その旨」

(第6

において準用する同法第9条の3前段」 都道府県名

<u>※</u>に、 月日 3条」や「出張専業施術業務休止(廃止、再開)届出書 に改める。 綠式第五号中「出張專業施術業務休止(廃止、再開)届書(第 「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関す

9条の3後段(第12条の2第2項において準用する同法第9条の 滞在施術業務従事届出書(第7条」以、 る法律施行規則第23条(第27条において準用する同令第23条」や 3 涿琛」に改める。 「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第

買 おいて準用する同令第24条」や「あん摩マツサージ指圧師、はり 師、はり師、 様式第六号中「県内滞在施術業務従事届書(第3条」を「県内 きゆう師等に関する法律第9条の4 きゆう師等に関する法律施行規則第24条(第27条に 「あん摩マツサージ指圧 (第12条の2第2項にお 免許を受けた都道府県

免許証番号

いて準用する同法第9条の4」に、 Ü 施術業務の場所

施術所の構造設備の概 業務時間 \mathbb{H} 用 用

晴盲の別

升

鱼

施術業務の場所

要及び平面図 を 施術者が目が見えない場合には、 併 月 月 しまん 田から h O

でまり 田から

20

、はり

免許を受けた

おいて準用する同令第23条」や「あん摩マツサージ指圧師、

きゆう師等に関する法律第9条の3前段(第12条の2第2項

に、

免許年月日 業務開始の年

免許証番号

晴盲の別

四〇〇円

を

フ質量分析同時測定装置 示差熱天秤ガスクロマトグラ 九〇〇円

走查型電子顕微鏡

に、

フ質量分析同時測定装置 示差熱天秤ガスクロマトグラ

二〇〇円

に改め、

同様式の備考を削る。

一、二五〇円

7][[

附

この規則は、公布の日から施行する。

る規則をここに公布する。 秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則の一部を改正す 平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

正する規則 秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則の一部を改

秋田県規則第二十二号

同条を第七条とする。 第八条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改 第七条を削る。 同条第二項中「第八条第一項」を 「第七条第一項」に改め、

県規則第一号)の一部を次のように改正する。

秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則(平成三年秋田

なす。

知事のした処分その他の行為又は知事に対して行った申請とみ なる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、 則の施行の日以後において知事が管理し、及び執行することと

同条を第八条とする。

第九条第一項中「第八条第二項」を「第七条第二項」に改め、

第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

別表中

微小部走查X線分析装置

四

〇 〇 円

を

微小部走查X線分析装置

四

走查型電子顕微鏡

三、

附

四〇〇円 に改める。

則

技術総合研究センターの長に対して行っている申請で、この規 した処分その他の行為又はこの規則の施行の際現に秋田県産業 この規則の施行前に秋田県産業技術総合研究センターの長が この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2

21

発 行 者

購読料金

秋

田

秋田市山王四丁目一番一号 県

一月三千六百七十五円(税込)

印

刷

者

印

刷 所